

第6回 栄養サポートチームおよび摂食機能療法における医科歯科連携

(公社)地域医療振興協会石岡第一病院 口腔外科部長
筑波大学附属病院臨床教授

萩原 敏之

医科歯科連携関連診療報酬の一つに、病院で行う栄養サポートチームに歯科医師が参加することに対する加算があります。栄養サポートチームは、栄養障害の状態にある患者や栄養管理をしなければ栄養障害になると見込まれる患者に対し、原疾患の治癒促進や感染症等の合併予防等を目的として、病院における保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行う多職種チームを言います。

医科診療報酬は週に1回200点ですが、そこに歯科医師が参加すると50点が加算されます。参加歯科医師は、院内勤務でも院外勤務でもチームの一員として継続的に診療に関われば、どちらでもかまわないことになっています。地域によっては、歯科医師会が地域の病院に参入してチームを組んでいるところもあります。歯科診療報酬としては、院外歯科医の場合、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（10歯未満350点、10歯以上20歯未満450点、20歯以上550点）に加え、栄養サポートチーム等連携加算1（2は介護保険施設の場合）として80点が加算されます。このように医科歯科どちらにも診療保険点数がついており、栄養改善によって患者に元気になってもらい入院期間を短くしようとする、厚労省の意志が見られます（表1）。

栄養サポートチームにおける主な仕事が、摂食機能障害を有する患者に対する摂食機能療法です。摂食機能療法は摂食嚥下支援チームが行いますが、メンバー構成が栄養サポートチームとほぼ同じであるため、実際には同じメンバーが行っている病院が多いと思います。摂食機能障害患者とは、発達遅延、顎切除および舌切除の手術、脳卒中等による後遺症により摂食機能に障害があるものとされてきましたが、現在では内視鏡下嚥下機能検査（VE）または嚥下造影（VF）によって他覚的に嚥下機能の低下が確認されれば、高齢等による嚥下機能低下でも対象となりました。医師若しくは歯科医師が、または医師若しくは歯科医師の指示のもとに言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士が1回につき30分以上訓練指導を行った場合に185点ずつ月4回算定することができます。ただし、嚥下訓練には理学療法士と作業療法士は加わることができないので注意が必要です。その他詳細は表2を参照してください。

筆者の勤務する石岡第一病院での栄養サポートチームは、内科医1名、歯科医2名の他、薬剤師1名、管理栄養士2名、各病棟1名ずつの看護師または准看護師、歯科衛生士1名、言語聴覚士1名、理学療法士1名などで構成されています。主治医が摂食嚥下障害や栄養状態に問題があると診断した患者をチームに依頼し、チームは週1回会議と回診を行い、医師または歯科医師が摂食嚥下指導指示書を書いて、さらにチームとして計画書を作成します（ほ

とんどは言語聴覚士が作成）。それに基づいて、基本的には言語聴覚士と病棟看護師が嚥下訓練を行っているのが実情です。VEについては、当院では常勤耳鼻科医がいないため歯科医師が行っています。また、回診の前に歯科医師2名と言語聴覚士が患者の食事状態を観察してアセスメントしています。口腔ケアは必須で、専門

的口腔ケアが必要な患者には歯科衛生士が対処して担当看護師にアドバイスし、さらに重度の場合は歯科衛生士自ら口腔ケアを担当します。これらの努力により、一般病棟の平均在院日数は約5日間短くなり、常態化した鼻管、胃瘻の患者はほぼ0となりました。病棟の異臭もなく勤務しているものにとっても快適な職場となりました。

表1 栄養サポートチームに関わる診療報酬

栄養サポートチーム：栄養管理に係る専門的知識を有した多職種からなるチーム

医科	歯科
A233-2 栄養サポートチーム加算 200点 (届出が必要。栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師、専任の常勤看護師、専任の常勤薬剤師、専任の常勤管理栄養士が必要。なお、いずれか1人は専従でなければならない。栄養管理計画を策定している患者に対して原則週1回)	C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 1 10歯未満 350点 2 10歯以上20歯未満 450点 3 20歯以上 550点
注2 別表第6の2厚生労働大臣が定める特定地域で加算（茨城県にはない） 100点	注6 他の保険医療機関に入院している患者に対して、当該患者の入院している他の保険医療機関の栄養サポートチーム等の構成員として診療を行い、その結果を踏まえて口腔機能評価に基づく管理を行った場合に「栄養サポートチーム等連携加算1」として80点
注3 歯科医師連携加算 50点 (院内でも院外でも可。継続的に診療に従事していること)	注7 上記が介護保険施設の場合「栄養サポートチーム等連携加算2」として80点

表2 摂食機能療法に関わる診療報酬

係る職種：医師、歯科医師、言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士

嚥下訓練を行う職種：医師、歯科医師、言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士

医科	歯科
H004 摂食機能療法（1日につき） 1 30分以上の場合 185点 2 30分未満の場合 130点	H001 摂食機能療法（1日につき） 1 30分以上の場合 185点 2 30分未満の場合 130点
注1 1については1月に4回、治療開始日から3月以内は1日につき算定	注1 1については1月に4回、治療開始日から3月以内は1日につき算定
注2 2については、脳卒中の発生が14日以内に限り、1日につき算定	注2 2については、脳卒中の発生が14日以内に限り、1日につき算定
注3 届出の上、多職種が共同して摂食機能の回復に必要な指導管理を行った場合摂食嚥下支援加算として週1回に限り200点	注3 届出の上、多職種が共同して摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合、摂食嚥下支援加算として週1回に限り200点
※摂食嚥下療法の注3に規定する施設基準 (1) 摂食機能又は嚥下機能の回復のために必要な指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること (2) 摂食機能に係る療養についての実績を地方厚生局長等に報告していること	※摂食機能療法の注3に規定する施設基準 (1) 摂食機能又は嚥下摂食機能の回復のために必要な指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること (2) 摂食機能に係る療養についての実績を地方厚生局長等に報告していること
届出には、摂食嚥下障害看護に係る経験が5年以上あり、同看護に係る適切な研修を修了した専任常勤看護師が必要。届出継続の場合、暫定的に令和4年3月末までは専任の常勤言語聴覚士でも可。	